

○中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示

(平成三十一年三月二十九日)

(経済産業省告示第八十五号)

改正	令和	元年	七月一二日	経済産業省告示第	六五号
	同	二年	四月三〇日	同	第一〇五号
	同	二年	九月一六日	同	第一九一号
	同	二年	一二月二八日	同	第二六九号
	同	三年	六月一六日	同	第一二七号
	同	三年	七月三〇日	同	第一六九号

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第八条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、中小企業等経営強化法施行規則第八条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示を次のように定める。

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示

(令元経産告六五・令二経産告一〇五・令三経産告一二七・令三経産告一六九・改称)

- 1 中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号に規定する主として電気の販売を行うために取得又は製作若しくは建設をする設備は、認定等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定による認定又は同法第十八条第一項の規定による変更の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする特定事業者等（同法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下同じ。）の当該認定等に係る経営力向上計画（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）に記載された発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備を含む。以下「発電設備等」という。）であって、当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる当該電気の量の占める割合が二分の一を超えるものとする。
- 2 発電設備等の記載がある経営力向上計画について認定等を受けようとする特定事業者等による当該認定等の申請に係る経営力向上に関する命令（平成二十八年／内閣府、総務省、財務省、／厚生労働省、農林水産省、経済産業省、／国土交通省／令第二号）第二条第一項の申請書又は同令第三条第一項の申請書の提出は、別記様式による報告書を添付して行わなければならない。ただし、中小企業等経営強化法第十八条第一項の規定による変更の認定に係る変更が当該発電設備等に係

る部分の変更でない場合（当該変更の認定に係る申請前に、当該認定等の申請に係る申請書に当該発電設備等に係る当該報告書を添付していない場合を除く。）は、この限りでない。

（令元経産告六五・令二経産告一〇五・令二経産告一九一・令三経産告一二七・令三経産告一六九・一部改正）

様式（第二項関係）

（令元経産告65・令2経産告191・令2経産告269・一部改正）

[図] 略

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 本則第二項の規定は、中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者等がこの告示の施行の日以後に受ける同法第十七条第一項の認定又は同法第十八条第一項の規定による変更の認定のうち、同日以後に申請がされるものに係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書又は同令第三条第一項の申請書の提出について適用する。

（令元経産告六五・令二経産告一九一・一部改正）

附 則 （令和元年七月一二日経済産業省告示第六五号）

この告示は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則 （令和二年四月三〇日経済産業省告示第一〇五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年九月一六日経済産業省告示第一九一号）

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二八日経済産業省告示第二六九号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年六月一六日経済産業省告示第一二七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年七月三〇日経済産業省告示第一六九号）

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。